

オオサンショウウオの生息する広島県管理河川における
河川工事に関する検討会
設置要綱

(名 称)

第1条 この検討会は、オオサンショウウオの生息する広島県管理河川における河川工事に関する検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 検討会は、広島県が管理する河川の工事におけるオオサンショウウオの配慮方針に係る重要な事項について決定するに当たり、その内容の客観性及び公平性について、多様な観点からの助言と指導を求めることを目的とする。

(構 成)

第3条 検討会は、広島県知事が委嘱した別表に掲げる構成員により構成する。

- (1) オオサンショウウオ分野に関して学識経験を有するもの。
- (2) 河川分野に関して学識経験等を有するもの。
- (3) 他分野に関して学識経験等を有するもの。

2 会長は、検討会の構成員から選任する。

(任 期)

第4条 構成員の任期は1年とする。ただし、新規に選任された構成員は、他の構成員の残任期間とする。

2 構成員は、再任されることができる。

(会 議)

第5条 検討会は、会長が必要と認めるとき、これを召集する。

- 2 会長は、会議の議長となり議事を処理する。
- 3 会長は、必要と認める場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見聴取することができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、広島県環境県民局自然環境課、広島県土木建築局河川課、広島県教育委員会事務局文化財課により構成する。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会に必要な事項は会長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年11月13日から施行する。

別 表

オオサンショウウオの生息する広島県管理河川における

河川工事に関する検討会

構 成 員 名 簿

部 門	役 職	氏 名
文 化 財	広島県文化財保護審議会委員（動物学） 広島市安佐動物公園 園長	あべ かつひこ 阿部 勝彦
河 川 工 学	広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授	うちだ たつひこ 内田 龍彦
生 物 環 境	広島大学 名誉教授	かわい こういちろう 河合 幸一郎
環 境 保 全 工 学	広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授	きん だいち とものり 金田一 智規
オオサンショウウオ	広島大学オオサンショウウオ保全対策プロ ジェクト研究センター長	しみず のりお 清水 則雄
希 少 生 物	レッドデータブックひろしま 爬虫類・両生類調査部会 調査委員代表	ないとう じゅんいち 内藤 順一

(敬称略 五十音順)